

令和4年12月21日（水）  
宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議

## 会 議 資 料

- 1 宮崎県における成年後見制度の概況について . . . . . 1 ~ 12
  
- 2 事例報告 延岡・西臼杵地域における中核機関の運営について  
. . . 13 ~ 16
  
- 参考資料
  - ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律 . . . . . 17 ~ 21
  - ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要 . . . . . 22 ~ 29
  - ・ 宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議設置要綱 . . . . . 30 ~ 31



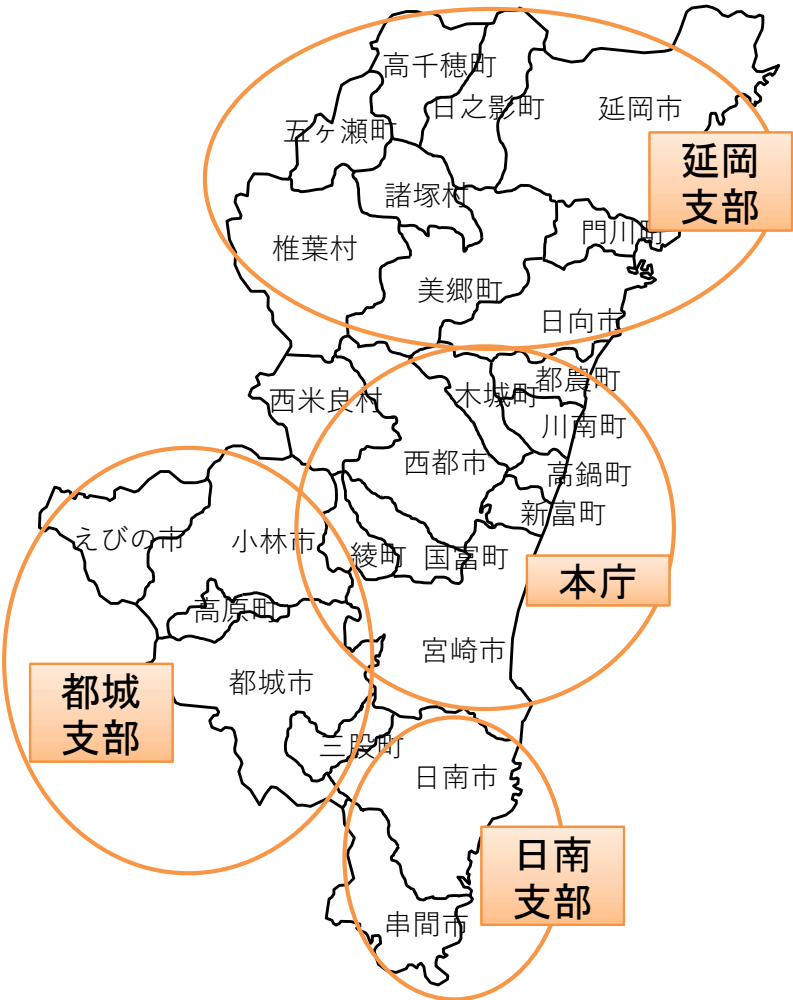
# 宮崎県における 成年後見制度の概況について

令和4年12月21日

宮崎県福祉保健部長寿介護課  
医療・介護連携推進室



# 宮崎県の概要



面積	7,735km <sup>2</sup>	
市町村数	26市町村 (9市14町3村)	
宮崎家庭裁判所 (本庁・支部数)	本庁・3支部	
総人口 (R3.10.1時点推計) ※1	1,069,576人	
65歳以上の高齢者数 (R3.10.1時点推計) ※1	348,873人	
最大母数	介護保険認定者数 ※2	60,329人
	療育手帳の所持者数 ※2	12,056人
	精神障害者保健福祉手帳の所持者数 ※2	8,967人
	計	81,352人
有効母数	認知症高齢者数 ※2	53,796人
	療育手帳A判定所持者数 ※2	4,591人
	精神障害者保健福祉手帳1級所持者数 ※2	581人
	計	58,968人
一部想定数	日常生活自立支援事業の利用者数 ※2	1,741人
成年後見制度利用者数 (R4.6.30時点) ※3		2,735人
後見受任可能な専門職等団体会員数 (R4.4.1時点) ※4		306人
法人後見受任法人数 (うち社協) ※3		19法人 (9社協)

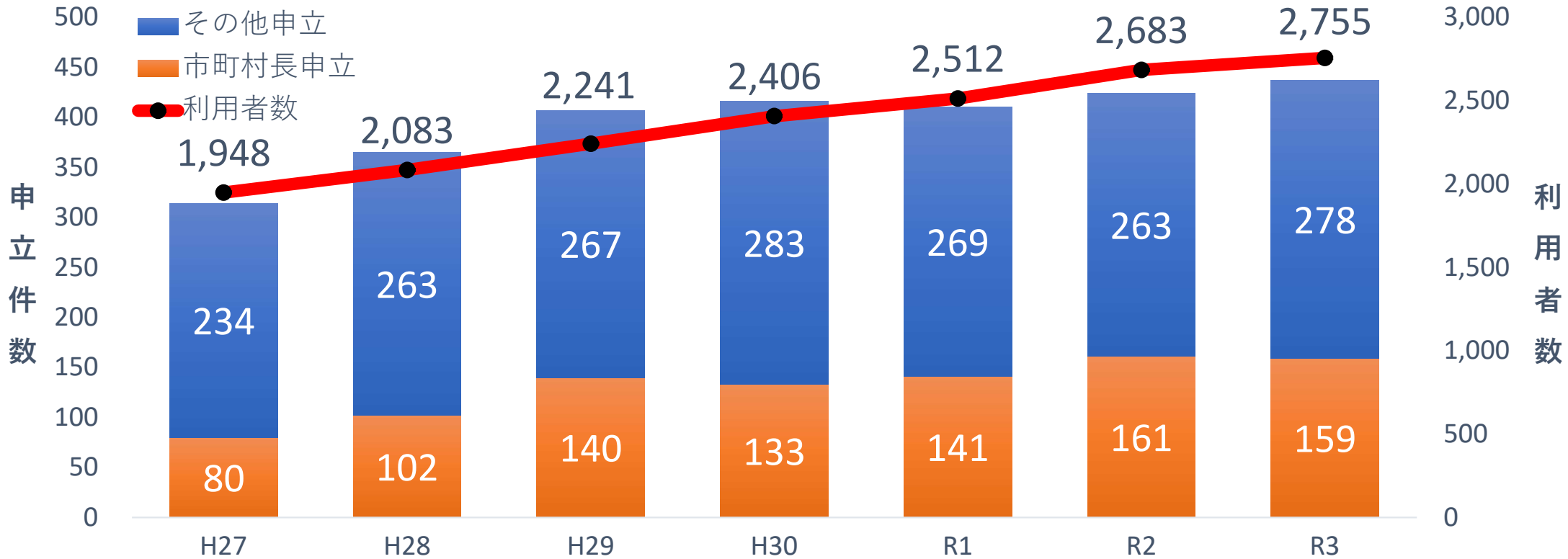
※1 宮崎県統計調査課「宮崎県の推計人口」

※2 厚生労働省成年後見制度利用促進室調査 (R3.10.1時点について照会。市町村により時点が異なる場合がある。)

※3 宮崎家庭裁判所調べ

※4 宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室調べ (弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会の会員総数)

# 申立件数、成年後見制度利用者数



	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
申立件数 (件)	314	365	407	416	410	424	437
市町村長申立	80	102	140	133	141	161	159
市町村長以外による申立	234	263	267	283	269	263	278
成年後見利用者数 (人)	1,948	2,083	2,241	2,414	2,512	2,683	2,755
(前年比・増加率)	5.9%	6.9%	7.6%	7.7%	4.1%	6.9%	2.7%

※1 宮崎地方家庭裁判所統計に基づく概数。今後の集計整理により、訂正が生じることがある。

※2 申立件数は、成年後見・保佐・補助開始及び任意後見監督選任事件の合計数

※3 申立件数は当該年の1月から12月までに申立があった件数

※4 市町村長申立件数は、当該年の1月から12月までの申立件数

※5 成年後見制度利用者数は、各年12月末日現在

# 成年後見人と本人との関係

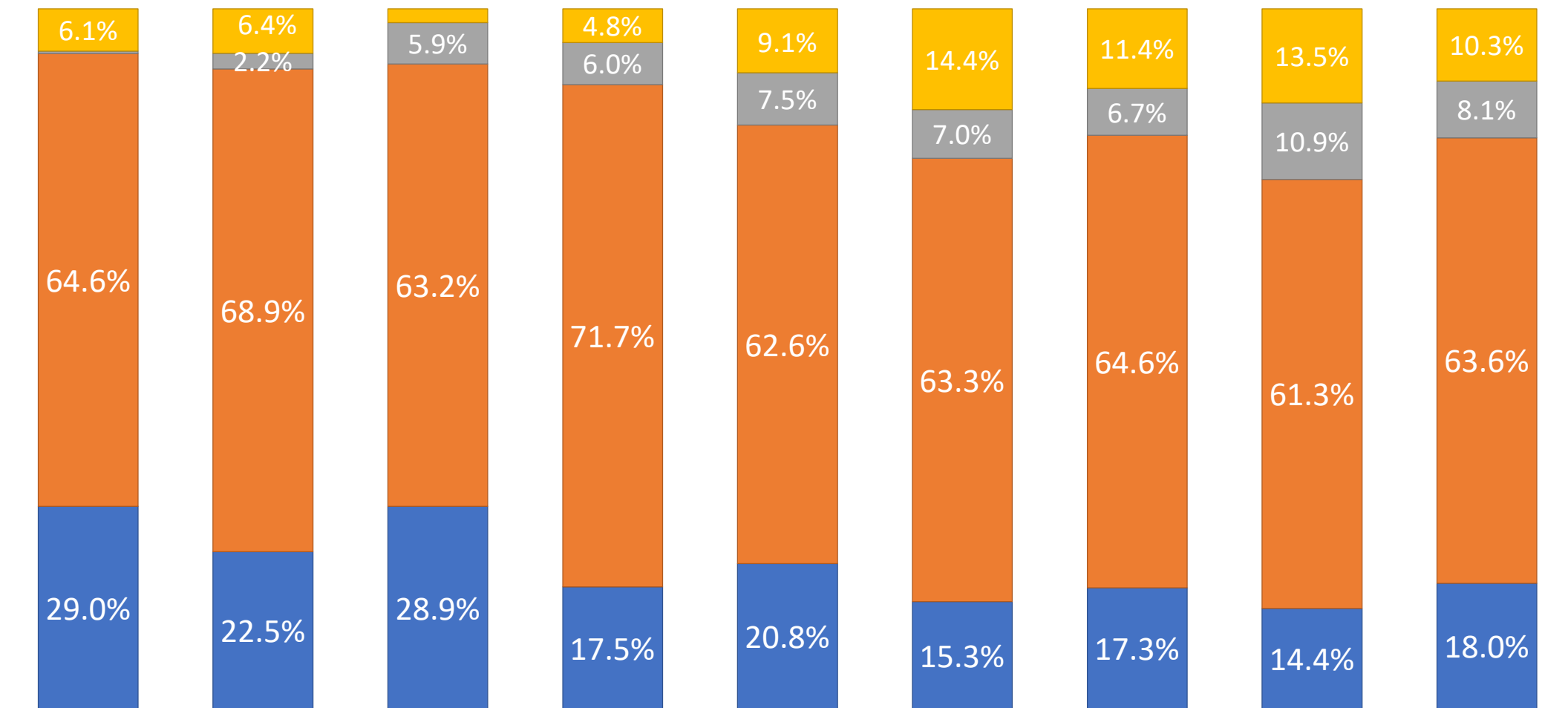
親族後見人の割合

低下 (29% → 18%)

第三者後見人の割合

上昇 (71% → 82%)

■ 親族 ■ 専門職 ■ 社協 ■ その他 ※宮崎家庭裁判所の統計を元に作成



# 専門職団体等の成年後見等受任可能会員数(R4.4.1時点)

## 専門職の地域偏在



		弁護士会	司法書士会	社会福祉士会	行政書士会	税理士会	精神保健福祉士協会	計	R3.4.1比増減
西臼杵	高千穂町	0	1	1	0	0	0	2	1
	日之影町	0	0	0	0	0	0	0	0
	五ヶ瀬町	0	0	0	0	0	0	0	0
延岡市		7	7	23	6	0	0	43	1
日向市		2	0	7	0	0	0	9	0
東臼杵	門川町	0	0	7	0	0	0	7	0
	諸塚村	0	0	0	0	0	0	0	0
	椎葉村	0	0	0	0	0	0	0	0
	美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0
西都市		1	1	8	0	0	0	10	1
児湯	高鍋町	0	2	5	0	0	0	7	1
	新富町	0	0	0	1	0	0	1	0
	西米良村	0	0	0	0	0	0	0	0
	木城町	0	0	1	0	0	0	1	0
	川南町	0	2	0	0	0	0	2	▲ 1
	都農町	0	0	2	0	0	0	2	1
宮崎市		49	31	53	12	4	1	150	▲ 11
東諸県	国富町	0	1	3	0	0	0	4	1
	綾町	0	1	0	0	0	0	1	1
都城市		5	8	15	0	1	0	29	1
北諸県	三股町	0	0	2	0	0	0	2	0
小山市		1	5	9	1	1	0	17	2
えびの市		0	1	1	0	0	0	2	0
西諸県	高原町	0	0	0	0	0	0	0	0
日南市		2	3	6	1	0	0	12	▲ 1
串間市		0	1	3	0	0	0	4	0
県外		0	0	1	0	0	0	1	1
計		67	64	147	21	6	1	306	▲ 2

# 法人後見実施法人(R4.6.30時点)

所在地	法人・団体名	累計受任件数		うちR4.6末係属分	
		件数	うち首長 申立	件数	うち首長 申立
宮崎市	宮崎市社会福祉協議会	77	75	32	30
	司法書士法人A	50	12	25	3
	司法書士法人B	1	0	0	0
	一般社団法人C	25	13	14	5
	一般社団法人D	1	0	1	0
	弁護士法人E	5	0	3	0
	弁護士法人F	1	0	0	0
都城市	都城市社会福祉協議会	12	11	7	7
	一般社団法人G	29	1	23	1
延岡市	一般社団法人H	62	16	55	12
小林市	小林市社会福祉協議会	55	26	40	17
	一般社団法人I	66	17	50	15
日向市	日向市社会福祉協議会	25	24	20	20
西都市	西都市社会福祉協議会	22	14	14	9
	合同会社J	5	2	4	2
高鍋町	高鍋町社会福祉協議会	7	2	7	2
門川町	門川町社会福祉協議会	5	4	4	3
美郷町	美郷町社会福祉協議会	16	7	12	6
日之影町	日之影町社会福祉協議会	5	3	2	2
合計		469	227	313	134

宮崎県内では平成21年以降、19法人（うち9法人が社会福祉協議会）において、法人後見を受任している。14市町村で社会福祉協議会による法人後見への支援が行われている。

※1 本統計は、宮崎家庭裁判所による統計に基づく概数であり、今後の集計整理により、訂正が生じることがある。

※2 宮崎家庭裁判所のシステム登録データ上では、平成21年から法人の後見人が選任されている。

# 市町村の 体制整備

(R4.10.1時点)

○ 中核機関  
23市町村(88.5%)

○ 市町村計画  
19市町村(73.0%)

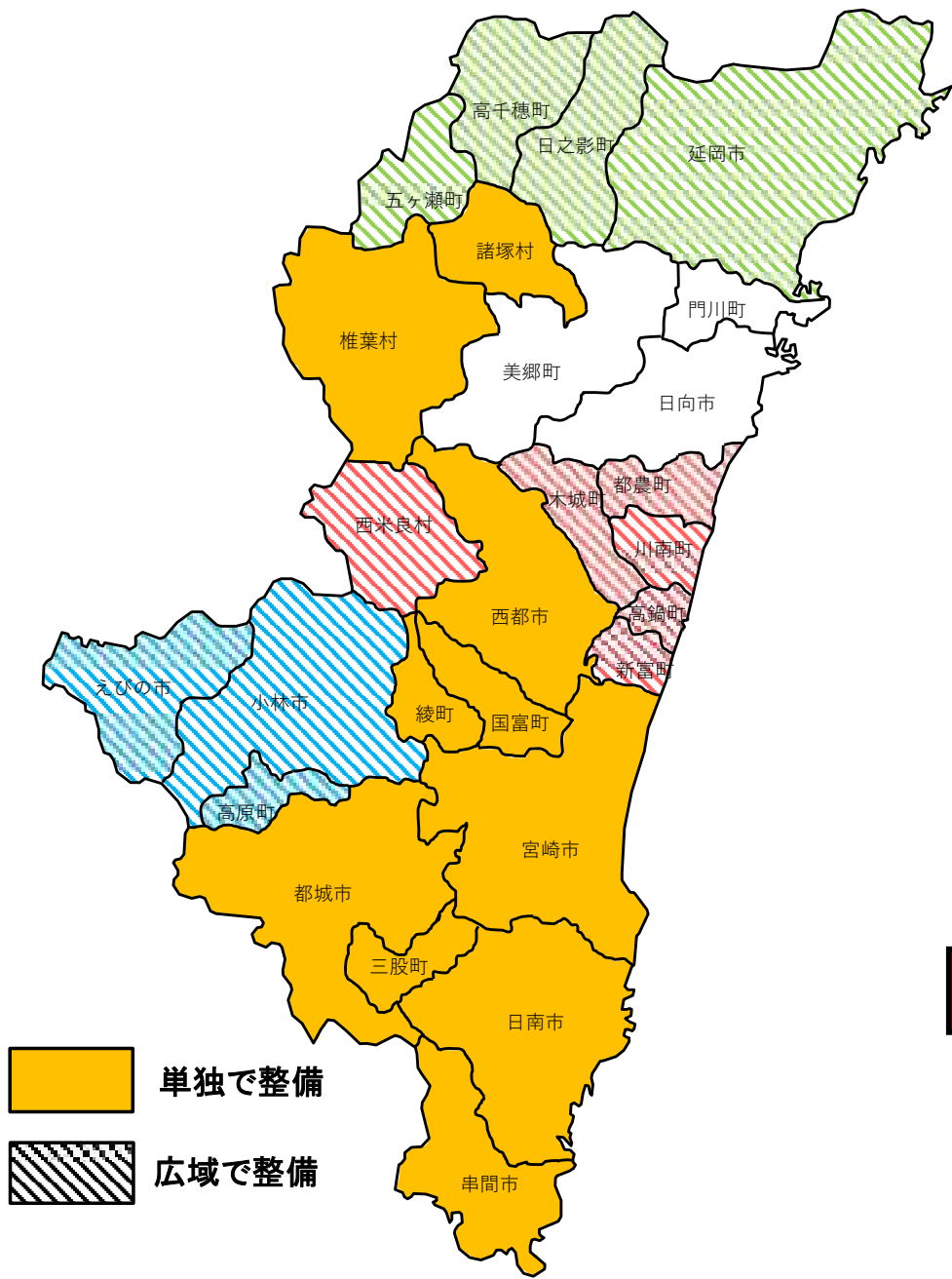
○ 協議会  
11市町村(42.3%)

市町村名	中核機関			市町村計画		協議会	
	設置	年月日	形態	策定	年月日	設置	年月日
宮崎市	○	R4. 3. 31	直営		R6年度		R4年度
都城市	○	H31. 3	直営	○	H31. 3	○	H31
延岡市	○	R1. 10. 1	広域委託	○	R4. 3. 1	○	R2
日南市	○	R2. 4. 1	直営	○	R2. 4. 1	○	R2
小林木	○	R3. 9. 21	広域委託	○	R3. 3. 31	○	R3
日向市		R4年度	直営		R5年度		R5年度
串間市	○	R2. 4. 1	直営	○	R3. 3	○	R2
西都市	○	R4. 4. 1	直営	○	R4. 4. 1		R6年度
えびの市	○	R3. 9. 21	広域委託	○	R3. 3. 31	○	R3
三股町	○	R4. 3. 31	直営	○	R3. 3		未定
高原町	○	R3. 9. 21	広域委託	○	R3. 3. 31	○	R3
国富町	○	R4. 3. 31	直営	○	R2. 3	○	R3
綾町	○	R4. 3. 31	直営		未定 (検討無し)		未定
高鍋町	○	R3. 4. 1	広域委託	○	R4. 3		R5年度
新富町	○	R3. 4. 1	広域委託	○	R3. 3		未定
西米良村	○	R3. 4. 1	広域委託		未定 (検討中)		R5年度
木城町	○	R3. 4. 1	広域委託		未定 (検討中)		未定
川南町	○	R3. 4. 1	広域委託	○	R3. 3		未定
都農町	○	R3. 4. 1	広域委託	○	R3. 3		未定
門川町		R4年度	直営		未定 (検討中)		未定
諸塚村	○	R4. 4. 1	直営	○	R4. 4. 1		R4年度
椎葉村	○	R4. 8. 1	直営	○	R4. 3		未定
美郷町		R4年度	直営		R4年度		未定
高千穂町	○	R1. 10. 1	広域委託	○	R4. 3. 1	○	R2
日之影町	○	R1. 10. 1	広域委託	○	R4. 3. 1	○	R2
五ヶ瀬町	○	R1. 10. 1	広域委託	○	R4. 3. 1	○	R2

※R4年度 厚生労働省「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」を基に作成

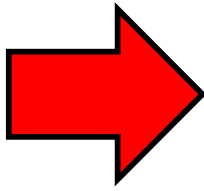


# 中核機関の整備状況



○ 整備済み  
23市町村 (88.5%)  
(令和4年9月1日時点)

○ 令和4年度中に整備  
3市町村 (11.5%)



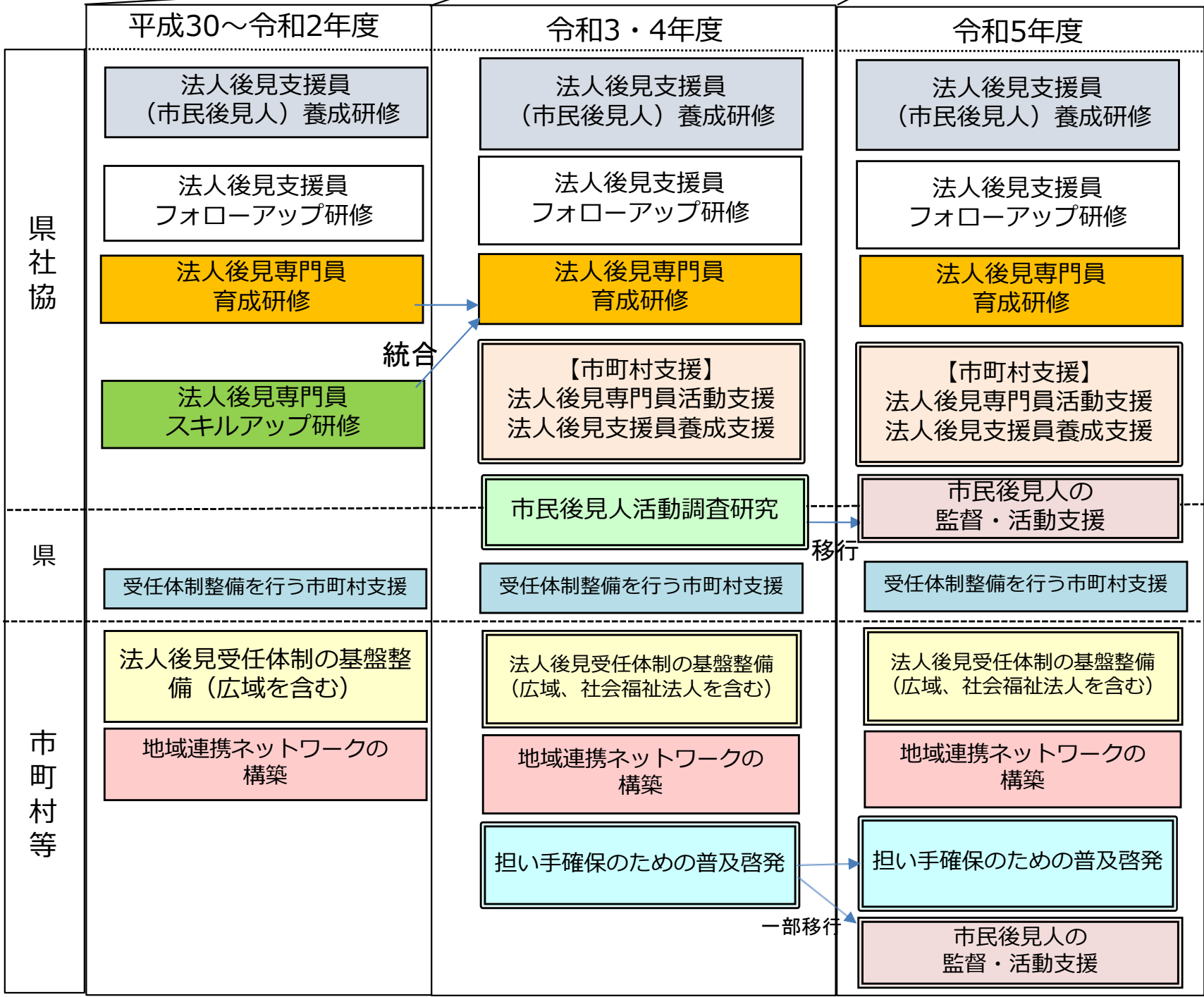
令和4年度末には、  
すべての市町村が  
中核機関を設置

# 県内中核機関の機能一覧

市町村名	権利擁護の相談支援				権利擁護支援チーム形成			権利擁護支援チームの自立支援			
	窓口での相談対応	施設等への出張相談	専門職による相談会	ケース会議への出席	支援の方針の検討	適切な申立ての調整	受任調整を含むチーム体制づくり	チーム開始の支援	チームへのバックアップ	後見人等、チーム関係者からの相談対応	支援の見直しに係る検討・調整
宮崎市	○		○	○	○	○		○	○	○	
都城市	○		○								
延岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日南市	○			○	○	○		○	○	○	
小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日向市											
串間市	○			○	○	○		○		○	
西都市	○	○		○							
えびの市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三股町	○			○	○	○	○	○	○	○	
高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国富町	○										
綾町	○										
高鍋町	○	○		○	○	○	○		○	○	
新富町	○			○		○	○		○	○	
西米良村	○						○			○	
木城町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
川南町	○					○	○				
都農町	○	○			○					○	
門川町											
諸塚村	○										
椎葉村	○										
美郷町											
高千穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
五ヶ瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※R4年度 厚生労働省「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」を基に作成

# 成年後見制度利用促進事業（R3～R5年度）



# 法人後見支援員（市民後見人）養成研修（H28～）

## ① 概要

- 市民後見に関心のある県民を対象に、国が示す市民後見人カリキュラムを基本として、養成研修を開催し、「法人後見支援員（市民後見人）」の育成を図る。

## ② 実施主体

- 宮崎県社会福祉協議会（県委託）

## ③ 市町村への協力依頼

- 説明会（会場確保、アンケート調査への協力）
- 参加候補者の募集・面接・選考
- 体験実習（訪問施設等の確保）
- 修了者の登録
- その他（参加者の旅費、テキスト代負担の検討等）

# 研修の実績

研修修了者数：207人

市町村：82人 県：125人

H25～26：82人 H28：20人

※県が事業を開始  
する前に市町村  
が独自に研修を  
実施

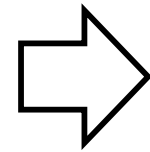
H29：19人

H30：41人

R01：12人

R02：16人

R03：17人



うち活動中：73人

法人後見支援員：33人

市民後見人：4人

日自支援員：36人

養成してもすぐに活躍  
する場所が少ないこと  
が課題

のべおか にしうすきけんりようご  
「延岡・西臼杵権利擁護センター」ってどんなところ？



成年後見制度の利用促進や権利擁護を支援する機関です。

## 延岡・西臼杵権利擁護センターの主な業務



### 相談対応

地域住民や関係機関から成年後見制度などの権利擁護に関する相談を受け、支援していきます。



### 申立支援

成年後見制度を利用するときの手続きのサポートや、適した成年後見人等を探す支援をしています。



### 普及啓発・研修

成年後見制度や権利擁護への理解や利用の促進を目的とした講座や研修会を開催します。



### 後見人等サポート

親族の後見人を引き受けている方や、専門職後見人として初めて活動する方などからの相談を受け、スムーズな後見活動ができるよう支援しています。



### 地域連携ネットワーク運営

権利擁護にかかわる、司法・介護・障がい・医療などの機関が連携する体制づくりを進め、本人にとってのメリットが感じられる権利擁護支援を目指します。



じん犬くん

当センターは、延岡市と高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町からの委託を受けて活動しています。

「権利擁護」に関することで困った時は、ご連絡ください！

【開所時間】8:30～17:15 まで(土・日・祝日・年末年始は除く)

電話番号：0982-20-4515

### 「権利擁護支援」とは

知的障がいや精神障がいなどで、判断能力が低下した方の権利を守り、住み慣れた地域で自分らしく生活できるように支援することです。

# 延岡・西臼杵地域における中核機関の運営状況について

令和4年度（4月～11月）

参考資料

## 1. 相談対応（二次相談窓口）

区分	延岡	高千穂	日之影	五ヶ瀬	合計	備考
①一次相談機関からの相談件数	45	55	10	10	120	延件数
市町（直営包括含む）	14	39	8	10	71	
地域包括支援センター	27	12	2	0	41	
基幹相談支援センター	4	4	0	0	8	
②一次相談機関以外からの相談件数	68	3	10	7	88	延件数
介護支援専門員	11	0	0	0	11	
相談支援専門員	13	0	0	0	13	
その他	44	3	10	7	64	
③うち初回相談	68	24	5	4	101	延件数
④申立てサポート件数	18	3	0	0	21	延件数
本人申立て	2	0	0	0	2	
親族申立て	6	0	0	0	6	
首長申立て	10	3	0	0	13	
⑤定期巡回（月1回）	8	8	8	8	32	市町の中核機関 担当者と協議など
⑥ツールの作成	・成年後見制度必要性の判断と相談窓口（生活関連事業所向け）					

## 2. 申立て支援

区分	延岡	高千穂	日之影	五ヶ瀬	合計	備考
①書類作成アドバイス	7	0	1	0	8	延件数
市町（首長）	0	0	0	0	0	
首長以外	7	0	1	0	8	
②マッチング（受任調整会議件数）	29	3	0	0	32	
辞任・選任の事案	2	0	0	0	2	
複数選任の事案	2	0	0	0	2	
その他の事案	25	3	0	0	28	
③ツールの作成	・申立てマニュアルの作成、周知（一次相談窓口向け）					

◎成年後見制度必要性の判断と相談窓口（延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町）



◎申立てマニュアル（延岡版・西臼杵版）

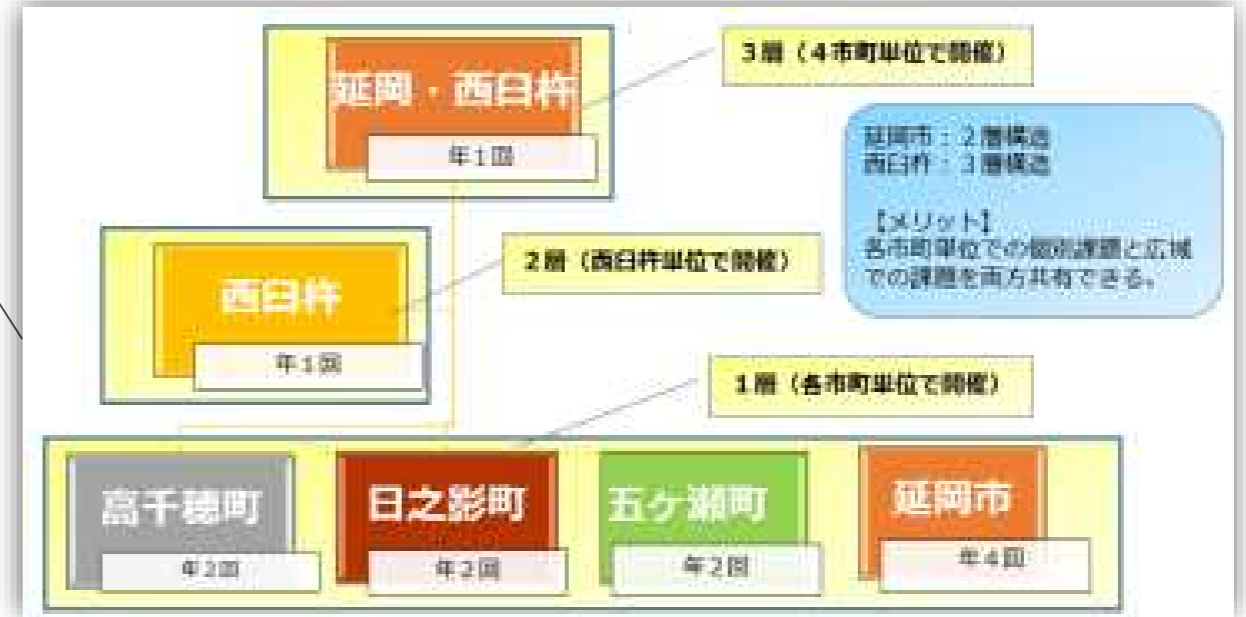


### 3. 権利擁護支援のための地域連携ネットワーク運営

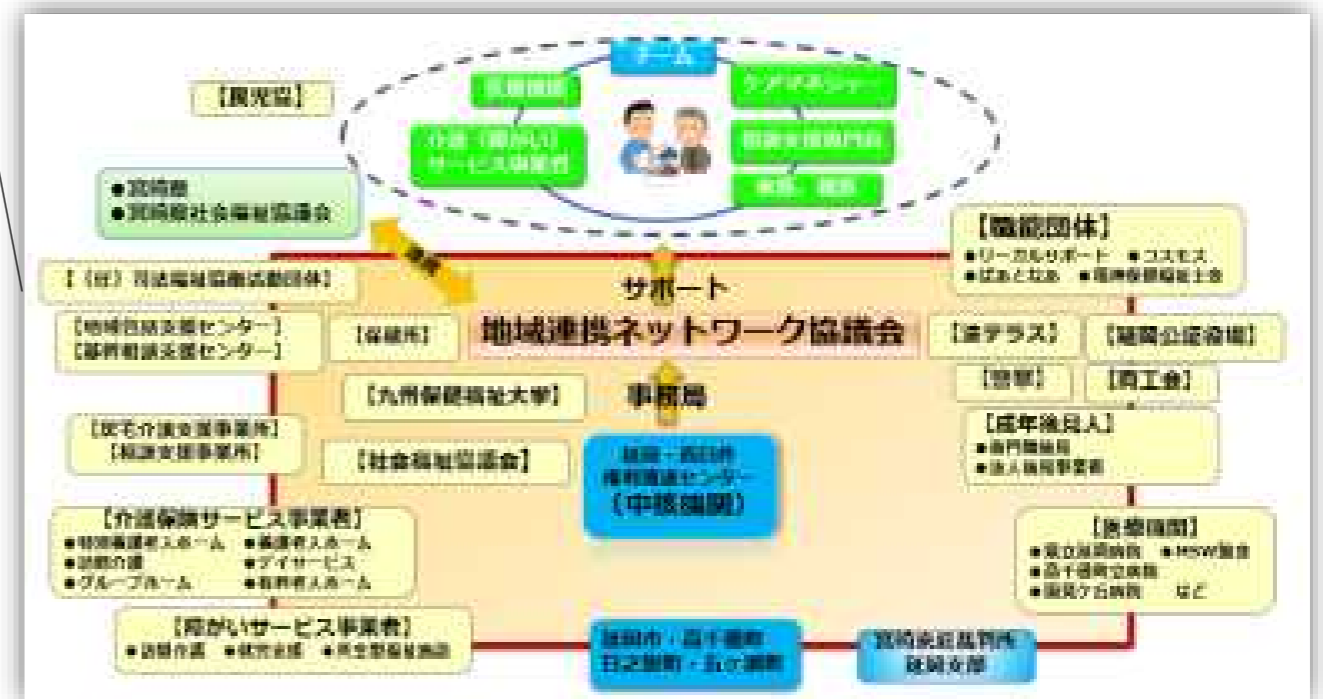
区分	延岡	高千穂	日之影	五ヶ瀬	合計	備考
①地域連携ネットワーク協議会 開催件数	4	2	1	2	9	
②関係機関との意見交換・情報共有 (地域の権利擁護支援の仕組みづくり等)	20	0	6	0	26	
家庭裁判所 (月1回)	8	0	0	0	8	<b>【参加者】</b> ・家庭裁判所の管理職 (裁判官・調査官・書記官) ・市町の中核機関担当者 ・中核機関職員  <b>【主な協議内容】</b> ・延岡、西臼杵地域の相談対応について ・マッチングの拡充 (後見人等候補者の選定イメージの共有など) ・家庭裁判所と中核機関の情報共有について ・市民後見人について ・ツール等の監修など
専門職団体	0	0	0	0	0	
社会福祉協議会	4	0	0	0	4	<延岡市> ・行政 (高齢・障がい) も一緒に意見交換 (隔月) <西臼杵> ・定期巡回社会福祉協議会も参加 (毎月)
その他	8	0	6	0	14	<延岡市> ・基幹相談支援センター (エリア別懇談会) ・地域包括支援センター (社会福祉部会)  <日之影町> ・地域ケア推進会議

地域連携ネットワーク

◎延岡・西臼杵地域における地域連携ネットワーク協議会の構造



◎延岡・西臼杵地域における地域連携ネットワークのイメージ

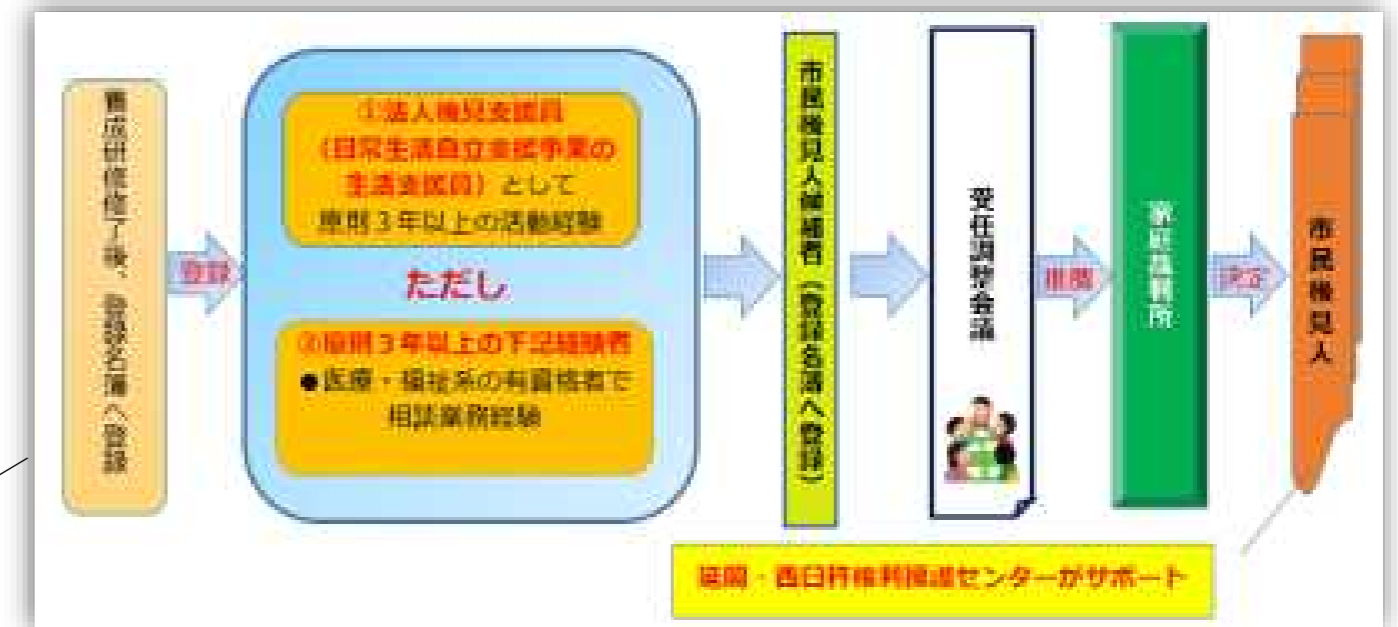




#### 4. 普及啓発・研修

市町	対象	内容
延岡市	地域住民	成年後見制度について
	地域住民	権利擁護ってなに？
	介護・障がい・医療関係者	事例を活用した本人情報シートの書き方
	介護	認知症について
	介護・障がい	高齢者虐待について（講師：業務委託弁護士）
	障がい	成年後見制度の必要性について
	一次相談窓口等	申立てマニュアルを活用した研修会
高千穂町	民児協	成年後見制度について（年3回実施）
	地域住民	任意後見制度について（講師：公証人）
日之影町	民児協	成年後見制度について
	地域住民	任意後見制度について（講師：公証人）
五ヶ瀬町	介護施設	高齢者虐待について
	地域住民	遺言と相続について（講師：公証人）
西臼杵3町	障がい	障がい者の虐待について（講師：社会福祉士）
	行政、社協、ケアマネ、病院	本人情報シートの書き方研修会
1市3町	地域住民等	市民後見人養成研修（令和4年度～開催中）
	親族後見人・市民後見人	後見人のつどい
宮崎県内	障害者支援施設職員	成年後見制度について（任意後見・法定後見）

◎市民後見人養成研修修了後から後見活動までの流れ（イメージ図）



#### 5. 後見人等サポート

	区分	延岡	高千穂	日之影	五ヶ瀬	合計	備考	
後見人等サポート	①後見人等からの相談件数（情報提供含む）	82	2	3	0	87	延件数	
		弁護士	1	0	0	0	1	
		司法書士	6	1	0	0	7	
		行政書士	6	0	0	0	6	
		社会福祉士	49	1	0	0	50	
		法人後見実施法人	3	0	3	0	6	
		市民後見人（法人後見支援員）	2	0	0	0	2	
		親族後見人	13	0	0	0	13	
		未成年後見人	2	0	0	0	2	
		②ツールの作成	・後見事務に関する報告書（家庭裁判所延岡支部提出用対応版） ・市民後見人候補者活動のしおり（検討中）					
	③家庭裁判所での「後見事務説明会」	・親族後見人の受任事案（新規）が出た際に、家庭裁判所で開催される、「後見事務説明会」に参加し、延岡・西臼杵権利擁護センターの業務内容と親族後見人へのサポートについて説明及び意見交換会						
	④チーム会議後のサポート状況	・意思決定支援の課題、チーム作りの課題、法的課題、中核機関の課題について、家庭裁判所との意見交換で協議						

◎後見事務に関する報告書（家庭裁判所延岡支部提出用対応版）

項目	内容
対象	専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等）・親族後見人、法人後見
内容	第1 初回報告関係 ●成年後見人等就任時の業務について、登記事項証明書について
	第2 選任後の仕事 ●成年後見人等就任以降の業務（身上保護・財産管理・その他） ●選任後の手続き関係（居住用不動産処分許可申立書関係など） ●分からないことや判断に迷った場合について
	第3 後見事務報告関係（報酬付与申立て含む） ●毎年の報告について、報酬付与申立書、報酬付与申立て事情説明書
	第4 裁判所から作成又は提出指示があった場合 ●収支予定表、収支状況報告書、簡易出納帳
	第5 終了報告関係 ●終了時の業務について、後見・保佐・補助終了届出書、登記申請書

※後見業務の見える化を意識（業務の手順書、書式の記載例など）

高齢者福祉協会（[https://www.emuenukai.jp/service/yougo\\_center/](https://www.emuenukai.jp/service/yougo_center/)）

# 成年後見制度の利用の促進に関する法律

## 目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本方針（第11条）

第3章 成年後見制度利用促進基本計画（第12条）

第4章 成年後見制度利用促進会議（第13条）

第5章 地方公共団体の講ずる措置（第14条・第15条）

## 附則

第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 成年後見人及び成年後見監督人
- (2) 保佐人及び保佐監督人
- (3) 補助人及び補助監督人
- (4) 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人
- (3) 被補助人
- (4) 任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第4条第1項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

### （基本理念）

第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障さ

れるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第6条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第7条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第8条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第9条 政府は、第11条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上

の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。  
(施策の実施の状況の公表)

第10条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

## 第2章 基本方針

第11条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- (1) 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- (2) 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- (3) 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年被後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- (4) 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年被後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- (5) 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- (6) 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- (7) 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- (8) 地域において成年被後見人等となる人材を確保するため、成年被後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年被後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年被後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- (9) 前2号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年被後見人等又はその候補者の育成及び支

援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

(10) 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要的人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

(11) 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

### 第3章 成年後見制度利用促進基本計画

第12条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 成年後見制度の利用の促進に関する目標

(2) 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

### 第4章 成年後見制度利用促進会議

(設置及び所掌事務)

第13条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

### 第5章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年

後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第15条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条及び第5条の規定は、同日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第2条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第11条第3号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。



# 第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要

～尊厳のある本人らしい生活の継続と  
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

## 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
  - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
  - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

## 今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

### I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

### II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
  - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
  - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
  - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
  - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
  - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
  - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
  - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
  - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
  - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

### 4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

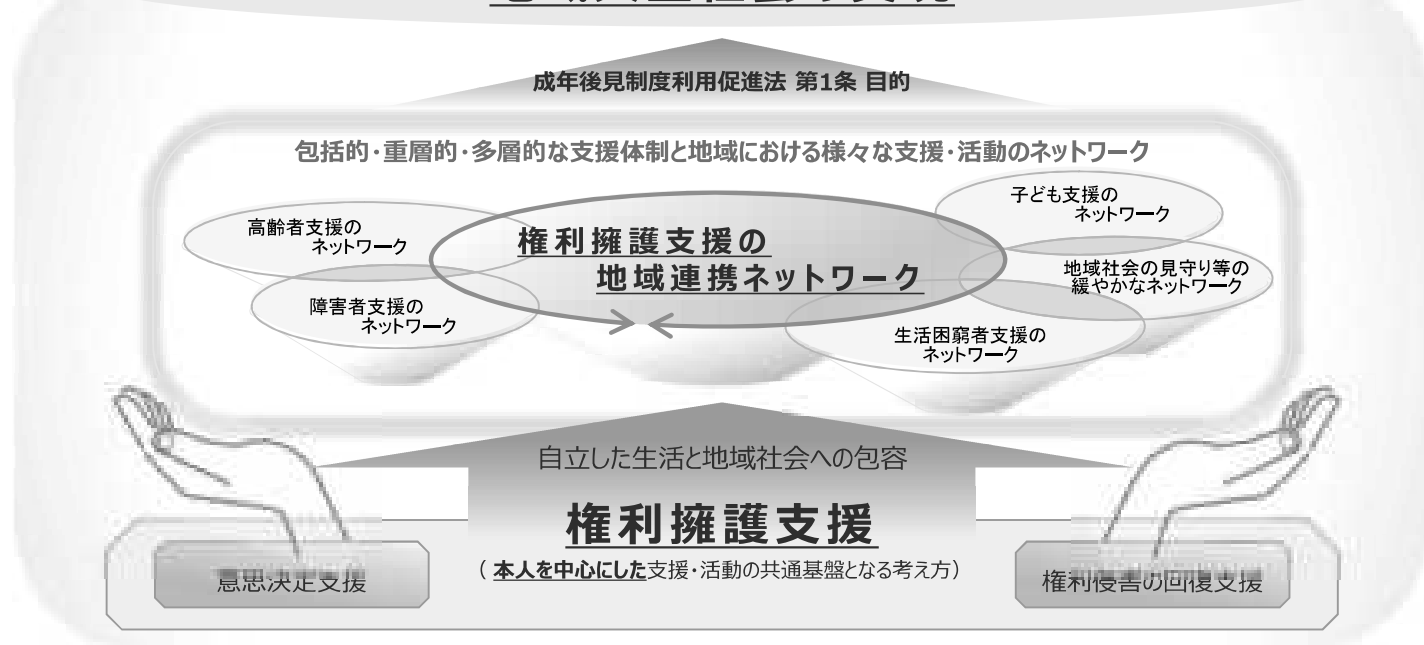


## I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

### 地域共生社会の実現



## II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

#### ○ 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。市町村長の関与などの権限・成年後見制度利用支援事業についても見直しに向けた検討を行う。

#### ○ 総合的な権利擁護支援策の充実

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

- ・ 成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討するなど地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す。
- ・ 身寄りのない人等への生活支援サービスについて、意思決定支援や信頼性等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。検討の際、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- ・ 地域住民や企業等が権利擁護支援の実践への理解や共感をもって寄付などに参画する取組を普及させるための方策を検討する。
- ・ 虐待等の事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

## 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

### ○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- ・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- ・ 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

### ○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- ・ 各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
- ・ 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

### ○ 後見人等に関する苦情等への適切な対応

- ・ 家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

## 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

### ○ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- ・ 最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
- ・ 市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は、同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
- ・ 国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。
- ・ 国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。

### ○ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- ・ 金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される。
- ・ 最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される。
- ・ 専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

### ○ 各種手続における後見業務の円滑化等

- ・ 市町村・金融機関等の窓口で成年後見制度を利用することによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある。

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

#### ○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要がある。

#### ① 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- ・ 第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。
- ・ さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。
- ・ 地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、複合的で支援困難な課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でない。地域の实情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

#### ② 地域連携ネットワークづくりの進め方

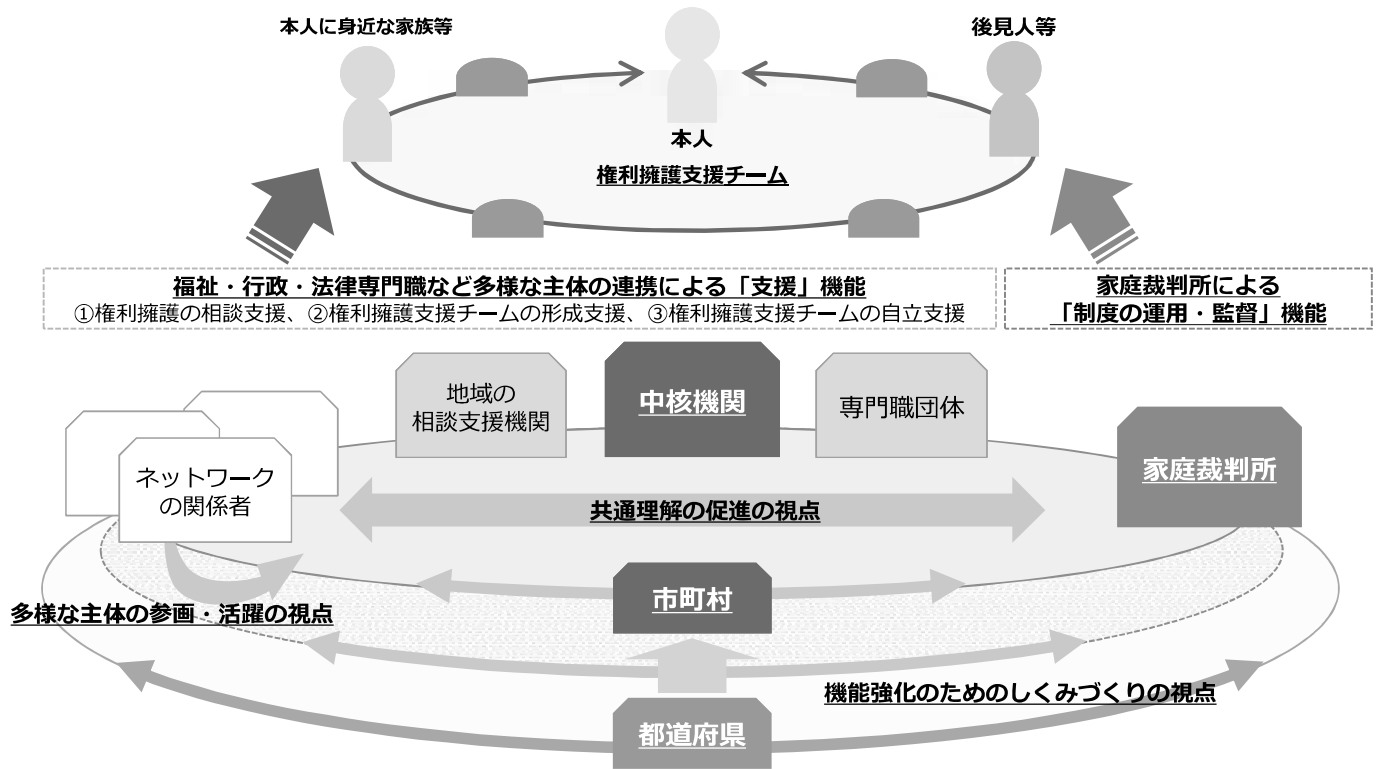
これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下を実施することのできる体制整備を優先すべきである。

- ・ 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること
- ・ 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するのかを明らかにすること

また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。なお、これらの体制整備は、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



### 【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面对応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<b>①「権利擁護の相談支援」機能</b> ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援二エースの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援二エースの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	<b>①「制度利用の案内」の機能</b> ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等）による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<b>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</b> ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 ・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・ 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	<b>②「適切な選任形態の判断」の機能</b> ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<b>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</b> ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <b>&lt;チームによる支援の開始後、必要に応じて&gt;</b> ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や選任、権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	<b>③「適切な後見事務の確保」の機能</b> ・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

## 【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり）～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む)</li> <li>権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化</li> <li>中核機関と各相談支援機関との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各相談支援機関等の連携のしくみづくり</li> <li>成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり</li> <li>成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築</li> </ul>
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県と市町村による地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の育成</li> <li>専門職団体による専門職後見人の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり</li> <li>市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築</li> </ul>
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の活躍支援</li> <li>制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者(当事者団体、専門職団体)との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築</li> <li>家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築</li> </ul>

## 4 優先して取り組む事項

### ○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

### ○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成を必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

## 4 優先して取り組む事項

### ○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

### ○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

### ○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

## 工程表・K P I

## 第二期計画の工程表とKPI ①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・周知・広報  ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県  ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施  ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県  ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			都道府県による研修の継続実施 市町村による実施	
	<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	
	<b>都道府県の機能強化</b> ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

## 第二期計画の工程表とKPI ②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討見制 向け直 たし 検に 等の	<b>成年後見制度等の見直しに向けた検討</b>	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	<b>総合的な権利擁護支援策の充実</b>	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制度の 運用 改善等	<b>意思決定支援の浸透</b> ・都道府県による意思決定支援研修の実施 ・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発  ・基本的考え方の整理と普及	・全47都道府県 — —	都道府県による意思決定支援研修の実施 各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発 各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成			都道府県による研修の継続実施 保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発	
	<b>適切な後見人等の選任・交代の推進等</b> ・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む） ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	— —	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応 適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				
	<b>不正防止の徹底と利用しやすさの調和</b> ・後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・保険の普及等事後救済策の検討	— —	後見制度支援信託・支援預貯金の普及 関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及と方策の検討				
	<b>地域連携ネットワークづくり</b> ・制度や相談窓口の周知 ・中核機関の整備とコーディネート機能の強化 ・後見人等候補者の適切な推薦の実施 ・権利擁護支援チームの自立支援の実施 ・包括的・多層的な支援体制の構築	・全1,741市町村 ・全1,741市町村 — — —	市町村による制度や相談窓口の周知 市町村による中核機関の整備 中核機関のコーディネート機能の強化 市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施 市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築 取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等 権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討				

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

## 宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議設置要綱

平成 28 年 9 月 1 日  
宮崎県福祉保健部長寿介護課  
医療・介護連携推進室  
宮崎県福祉保健部障がい福祉課

### (設置目的)

第1条 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関が連携し、成年後見制度の利用普及などについて協議を行うため、宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議(以下、「連絡会議」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 成年後見制度の利用普及に関すること。
- (2) 成年後見制度に関わる関係機関・団体相互の連携及び情報交換に関すること。
- (3) その他連絡会議が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、宮崎県福祉保健部次長(福祉担当)をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる関係機関及び団体等の推薦する者及び別表2に掲げる者をもって充てる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

### (会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室及び障がい福祉課の共管とし、主たる事務局については長寿介護課医療・介護連携推進室に置く。

### (補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。



附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

#### 別表1

宮崎県弁護士会
宮崎県司法書士会
宮崎県行政書士会
宮崎県社会福祉士会
南九州税理士会宮崎県連合会
宮崎県民生委員児童委員協議会
宮崎県老人クラブ連合会
認知症の人と家族の会宮崎県支部
宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会
宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会
宮崎県手をつなぐ育成会
宮崎県精神福祉連合会
宮崎県精神保健福祉士協会
宮崎県人権擁護委員連合会
宮崎産業経営大学
宮崎県社会福祉協議会
宮崎県市長会
宮崎県町村会
宮崎家庭裁判所

#### 別表2

宮崎県福祉保健部福祉保健課長
宮崎県福祉保健部障がい福祉課長
宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室長